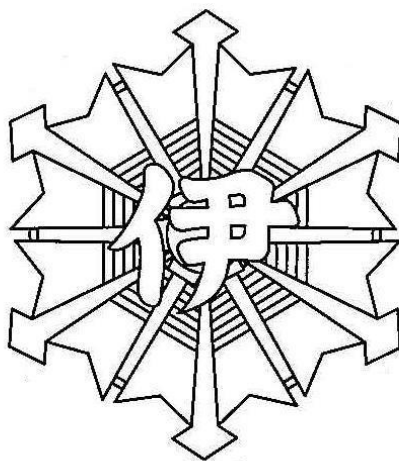


伊達地方消防組合
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）



令和2年6月
令和7年6月 改定

伊達地方消防組合

目 次

1. 計画の基本的事項

1-1.計画策定の背景.....	1
1-2.計画の目的	1
1-3.計画の対象範囲.....	2
1-4.対象とする温室効果ガス	3
1-5.計画の期間	3
1-6.計画の位置づけ.....	4

2. 基準年度における温室効果ガスの排出状況

2-1.基準年度	5
2-2.温室効果ガス総排出量等の算定方法.....	5
2-3.基準年度における温室効果ガス排出状況	6

3. 温室効果ガスの排出削減目標

3-1.温室効果ガスの排出削減目標	8
-------------------------	---

4. 削減目標達成に向けた取組み

4-1.削減目標達成に向けた取組み	9
4-2.事務局の取組み.....	12

5. 計画の推進

5-1.推進体制	13
5-2.進行管理と公表.....	15

1. 計画の基本的事項

1-1.計画策定の背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響が観測されており、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

このような中、2015 年 12 月には、COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）にて「パリ協定」が採択され、産業革命以前からの世界の平均気温の上昇を 2.0℃未満にとどめるべく、全ての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく国際的な枠組みが構築され、2016 年 11 月に発効しました。これに伴い、今後、深刻化が予想される地球温暖化に対し、発展途上国を含めた世界の国々が、行動を始めることになり、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が 2018 年に公表した報告書を受け、世界各国で 2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

これらの国際的な動向を受け、我が国は地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、2016 年 5 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）を改正し「地球温暖化対策計画」を策定、2025 年 2 月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050 年ネット・ゼロの実現などの新たな削減目標が位置づけられました。

また、地方公共団体にはその基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し、実施するよう求められています。「地球温暖化対策計画」により新たな目標が定められ、2017 年 3 月には環境省が「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」等を公表したことから、本消防組合においても、2020 年 6 月に「伊達地方消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「実行計画（事務事業編）」という。）を策定し、地球温暖化の防止に向けた取組みを推進しています。

1-2.計画の目的

実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、本消防組合の事務事業から排出される温室効果ガスを削減するための計画です。

この実行計画（事務事業編）は、本消防組合職員の地球温暖化対策に取り組む意志を表すとともに、本消防組合職員や本消防組合内事業者の温室効果ガス削減の取組みの率先垂範となるべく、定めた地球温暖化対策に係る取り決めです。

1-3.計画の対象範囲

実行計画（事務事業編）は、本消防組合の全ての事務事業を対象範囲とします。対象とする施設は、次のとおりです。

【対象施設一覧】

施設名		住所
消防本部・中央消防署		伊達市保原町大泉字大地内 93 番地 1
中央消防署東分署		伊達市靈山町下小国字畑尻 45 番地 3
中央消防署西分署		伊達郡桑折町大字上郡字楽 5 番地
中央消防署南分署		伊達郡川俣町字五百田 31 番地
中央消防署北分署		伊達市梁川町希望ヶ丘 97 番地 1
無線基地局	消防本部基地局	伊達市保原町大泉字大地内 93 番地 1
	屏風山基地局	伊達市月舘町御代田字屏風岩 14 番地 1
	東福沢基地局	伊達郡川俣町大字東福沢字梅ノ木平 16 番地 3
	山木屋基地局	伊達郡川俣町山木屋字小塚山 9 番地 6

1-4.対象とする温室効果ガス

実行計画（事務事業編）で削減対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項において規定されている以下の7種類とし、その削減に取り組みます。

ただし、⑤カーボン類（PFC）、⑥六ふっ化硫黄（SF₆）、⑦三ふっ化窒素（NF₃）については、事務事業に伴う排出がされないため、計画の算定対象外とします。

計画の対象となる温室効果ガスの種類

ガス種類	特徴
①二酸化炭素（CO ₂ ）	【エネルギー起源】 施設での電気や燃料（都市ガス、灯油、重油など）の使用、公用车での燃料（ガソリンなど）の使用により排出されるもの。 【非エネルギー起源】 廃プラスチック類の焼却等により排出されるもの。
②メタン（CH ₄ ）	自動車の走行や燃料の使用、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出されるもの。
③一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行や燃料の使用、下水等の処理、一般廃棄物の焼却等により排出されるもの。
④ハイドロフルオロカーボン（HFC）	自動車用エアコンの使用時等に排出されるもの。
⑤パーフルオロカーボン類（PFC）	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑥六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑦三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられているもの。

1-5.計画の期間

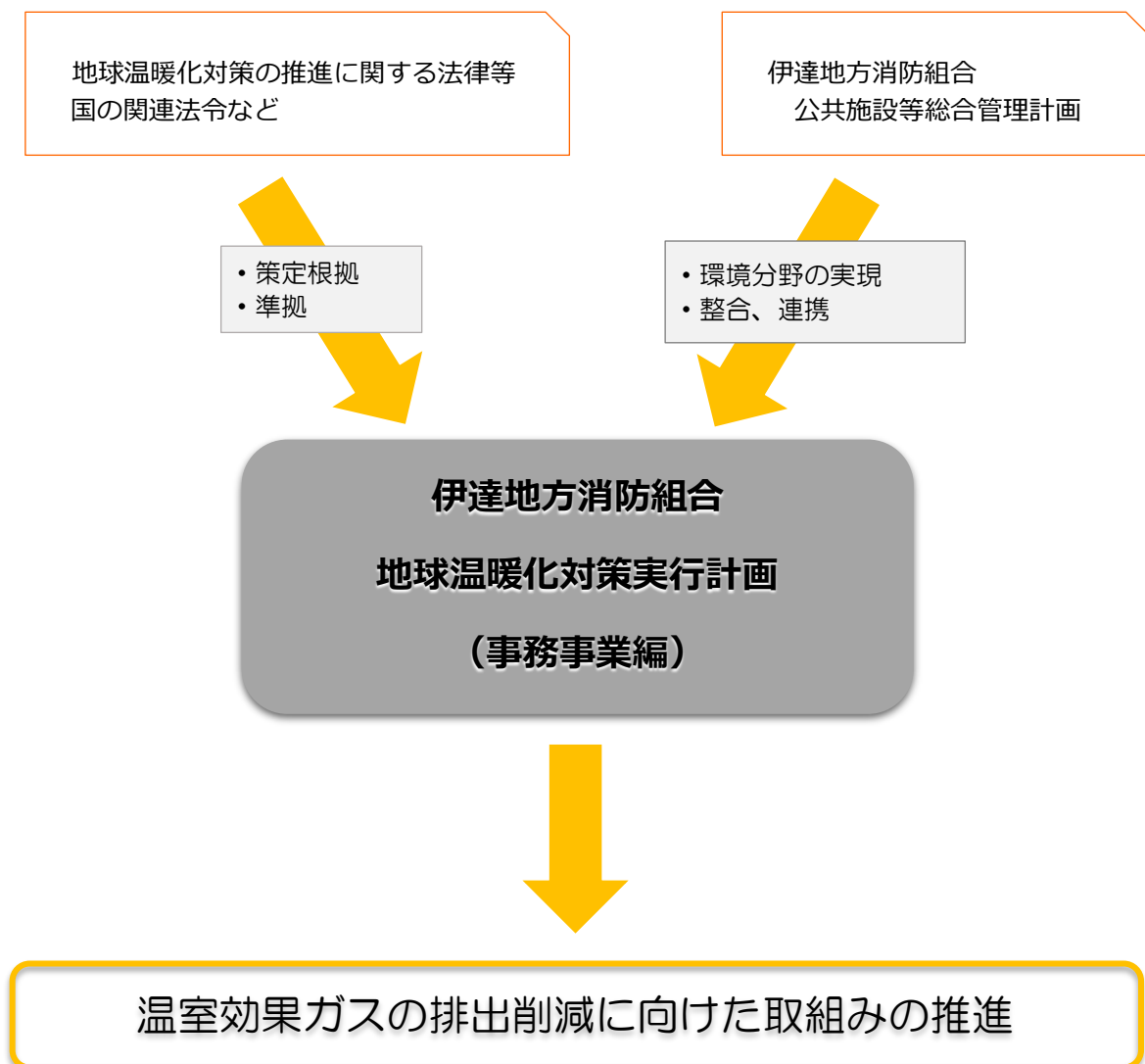
実行計画（事務事業編）の計画期間は、2020年度から2030年度までの11年間とし、中間目標年度を2024年度とします。

中間目標の達成状況及び地球温暖化対策に関する社会経済情勢の変化等に応じて、適宜、計画内容の見直しを行います。

1-6.計画の位置づけ

実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体
実行計画（事務事業編）として策定したものであり、伊達地方消防組合公共施設等総合管理
計画の環境分野の実現に係る施策等に即して策定します。

● 実行計画（事務事業編）の位置づけ



2. 基準年度における温室効果ガスの排出状況

2-1. 基準年度

国及びこれまでの本消防組合の地球温暖化対策実行計画と整合を図ることから、本計画における基準年度は **2019年度**とします。

2-2. 温室効果ガス総排出量等の算定方法

ガス種類別の温室効果ガス排出量は、該当する活動区分について、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）（以下「温対法施行令」という。）第 3 条に基づき、原則として「活動量」に「排出係数」を乗じて算定します。

また、温室効果ガス総排出量は、上記で得られた排出量に「地球温暖化係数」を乗じて算定します。

※地球温暖化係数とは

CO₂ を基準として、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化させる能力を持つかを表した数字。CO₂ に比べ、メタン（CH₄）は約 25 倍、一酸化二窒素（N₂O）は約 298 倍、フロン類は数百～数千倍の温暖化させる能力があるとされています。

地球温暖化係数は、温対法施行令第 4 条に掲げる係数を用います。

なお、ハイドロフルオロカーボンの地球温暖化係数は、本消防組合の車両のカーエアコンに封入されているテトラフルオロエタン（HFC-134a）の係数を用います。

$$\text{温室効果ガス総排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

2-3.基準年度における温室効果ガス排出状況

本消防組合の基準年度（2019 年度）における温室効果ガス排出状況は、次のとおりです。

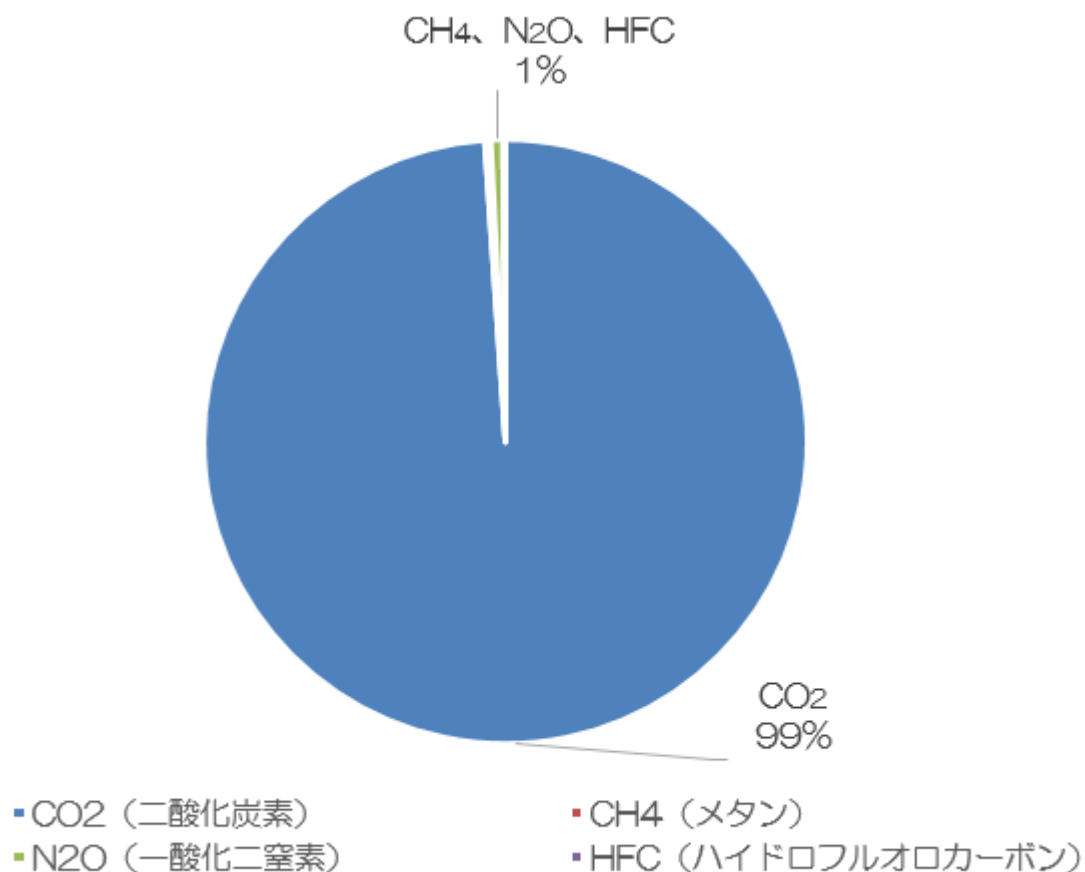
■温室効果ガス総排出量

基準年度（2019 年度）における温室効果ガスの総排出量は、**393.4** t-CO₂ です。

■温室効果ガス種別総排出量

基準年度（2019 年度）における温室効果ガス種別の総排出量は、二酸化炭素（CO₂）が全体の99%（389.1 t-CO₂）を占めています。

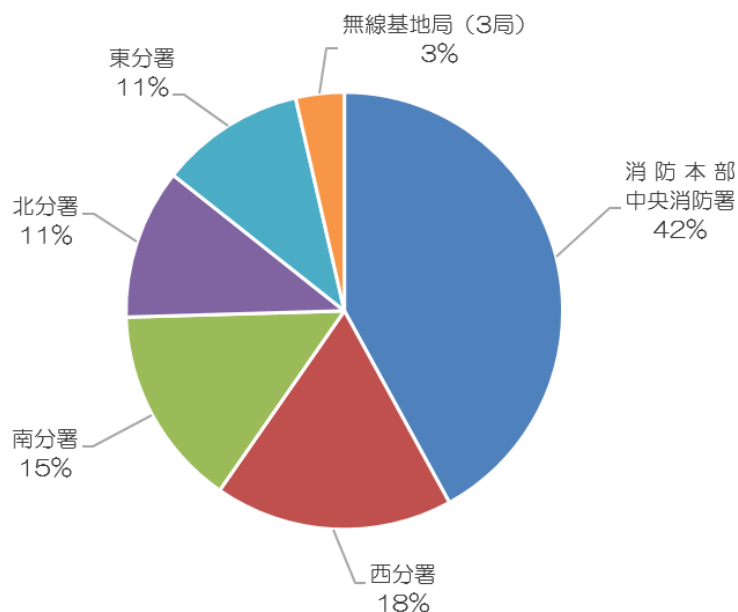
基準年度における温室効果ガス総排出量（**393.4** t-CO₂）



■所属別温室効果ガス総排出量

基準年度（2019年度）における所属別の温室効果ガス総排出量は、「消防本部・中央消防署」が最も多く全体の42%（165.3 t-CO₂）を占め、次いで「西分署」18%（69.5 t-CO₂）、「南分署」15%（58.5 t-CO₂）などとなっています。

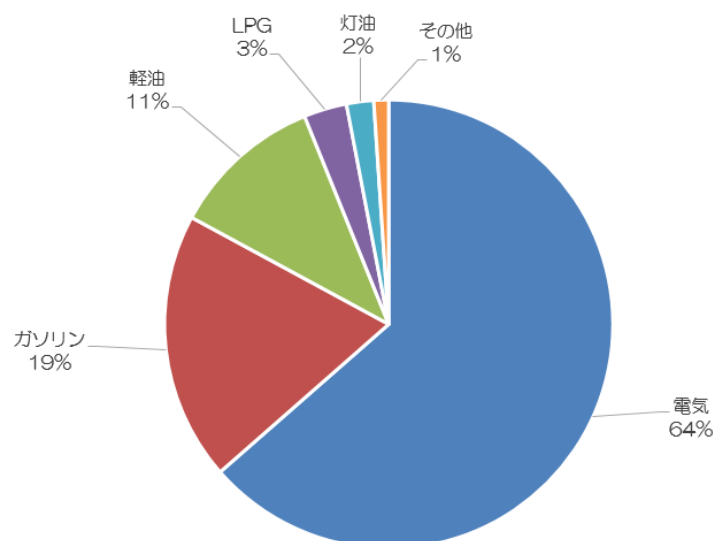
所属別温室効果ガス総排出量（**393.4** t-CO₂）...



■エネルギー別温室効果ガス総排出量

エネルギー別の温室効果ガス総排出量は、「電気」が最も多く全体の64%（250 t-CO₂）を占め、次いで「ガソリン」19%（76.1 t-CO₂）、「軽油」11%（43.2 t-CO₂）などとなっています。

エネルギー別温室効果ガス総排出量（**393.4** t-CO₂）...



3. 温室効果ガスの排出削減目標

3-1. 温室効果ガスの排出削減目標

実行計画（事務事業編）の計画目標年度までの温室効果ガス総排出量の削減目標は、国の地球温暖化対策計画における中期目標年度（2030 年度）までの温室効果ガス総排出量の削減目標（2030 年度までに、2013 年度比で約 51%削減）と整合を図りつつ、本消防組合の規模や地域特性等を勘案し、以下のとおりとします。

※本消防組合は、以前より削減に向けた取組みを進めており、過去の実績等により約 14%を削減、これまでの実行計画に基づく取組みにより約 16.7%を削減してきたことから、2025 年度から 2030 年度まで約 20.3%の削減に向け取組み、2030 年度には 2013 年度比で約 51%の削減を目標とするものです。

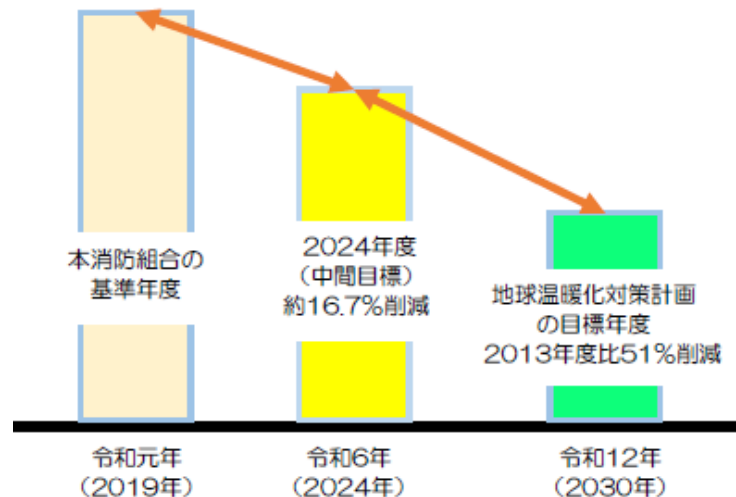
中間目標

2024 年度まで約 11.75%削減 ➡ 16.7%削減し達成

最終目標

2030 年度まで約 37%削減 ※年間：約 3.4%削減

温室効果ガスの排出削減目標



4. 削減目標達成に向けた取り組み

4-1.削減目標達成に向けた取り組み

実行計画（事務事業編）の温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するため、施設設備等の毎年のデータを積極的に活用しながら職員一人一人の意識や行動を省エネルギー化に向けて取り組むとともに、施設設備等の運用改善・更新、再生可能エネルギー等の導入を併せて行っていくことで、温室効果ガス総排出量の削減目標の達成を目指します。特に温室効果ガスの排出要因である、電気がエネルギー別で6割と多くを占めていることから、電気の使用による温室効果ガスの排出量の削減に重点的に取り組みます。

施設設備等の運用改善

本消防組合には、竣工から年数が経過した庁舎・設備もあり、老朽化が進んでいます。空調・熱源設備のメンテナンスを適切に実施することで、機器・設備の効率を向上させ、エネルギー使用の低減が可能となります。

また、施設の利用実態や設備の運用状況を踏まえ、熱源・空調設備の運用方法等の変更を行い、建物のエネルギー負荷の低減を図り、エネルギー消費量を削減します。

【主な取り組み例】

- ◆現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。
- ◆省エネルギー診断等による運用改善
- ◆空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

施設設備等の更新

施設の熱源、空調設備、照明等を高効率化することで、設備機器が消費するエネルギー消費を削減させることができます。本消防組合の事務事業に伴う、温室効果ガスの排出量のうち、施設におけるエネルギー使用が多くを占めます。施設において、ハード対策とソフト対策を併せて進めることで、温室効果ガスの排出量の削減を進めます。

また、設備機器等の更新に劣化の状況、費用対効果などを勘案し、適正な更新時期に行うとともに、設備機器の選定は、温室効果ガスの排出量削減につながる効率的な設備機器等の優先的な導入に努めます。

【主な取り組み例】

- ◆新たに施設設備等を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ◆高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ◆照明機器のLED 化を進めます。
- ◆雨水を有効に利用する設備の導入を進めます。

環境に配慮した物品、エネルギー調達

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）や国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下「環境配慮契約法」という。）に基づき、環境物品等の調達、電力供給等の契約を図ることで、環境負担の少ない製品やサービスを利用し、製品ライフサイクル全体の負荷低減や環境性能を評価した契約締結により環境負荷の低減を図ります。

【主な取組み例】

- ◆グリーン購入法や環境配慮契約法に基づく取組みを推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

※グリーン購入の推進・・・紙類、OA 機器、熱源・空調設備、照明等の調達について、環境に配慮した環境物品の調達を図ります。

※グリーン契約の推進・・・温室効果ガスの排出量が少ない電力等の契約を行う等のグリーン契約をし、環境負荷の低減を図ります。

再生可能エネルギーの導入

本消防組合は、これまで一部の庁舎に太陽光発電設備を導入し、温室効果ガスの排出量の削減に努め、今後、庁舎建設（建替え）時は、引き続き自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを積極的に導入します。

【主な取組み例】

- ◆太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

職員の省エネルギー意識・行動の推進

本消防組合の事務事業における温室効果ガス削減に向けては、職員一人一人の省エネ意識の醸成と省エネ行動の実践が必要となります。このため、職員が職場でできる環境行動を着実に実施し、環境に配慮した行動に心がけます。

【主な取組み例】

【省エネルギーの推進】

- ◆施設設備等の効率的な運用に努めます。
- ◆事務室等で部分的に消灯（照明の間引き等）できる部屋や場所は、業務に支障のない範囲で極力消灯します。
- ◆会議室、トイレ等を使用していないときは消灯します。
- ◆昼休み及び勤務時間外には不必要な照明を消灯します。
- ◆OA 機器等の電気機器を長時間使用しないときは、主電源を切り、使用の際は、省電力機能を有効活用します。
- ◆退庁の際には、照明・空調・OA 機器等の主電源を切る。
- ◆事務の効率化を図り、エネルギー管理を徹底する。
- ◆空調機のメンテナンス（室外機、フィルター類の清掃）を適切に行うとともに清掃頻度を上げ、機器の効率を向上させます。また、運転時間（業務時間内）及び適正な設定温度（冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安）を心掛けます。

【公用車の適正使用の推進】

- ◆通常業務時は、急発進・急加速・不必要なアイドリングをしない等、エコドライブを実践します。
- ◆自動車用エアコンの使用を控えめにします。
- ◆不必要な荷物を積まないようにします。
- ◆車両積載の資器材の効率的な運用

【省資源の推進・廃棄物の削減】

- ◆用紙の節減（両面印刷、印刷ミス防止等）を徹底します。
- ◆使用済みのコピー用紙、ファイル類等の再利用に努めます。
- ◆節水の励行をします。
- ◆紙類、プラスチックゴミ等の分別を徹底し、資源化に努めます。

新庁舎等の建設の際は、低炭素な建物等の建設を目指します。

新庁舎は数十年に一度の取組みであり、温室効果ガスの排出量の削減には中長期的に影響します。建設の際は、低炭素な建物や設備等の導入を実現します。

4-2.事務局の取組み

事務局は、削減目標やその取組みの進行管理を図り、各署所が円滑かつ確実に地球温暖化対策を推進できるように支援します。

項目	取組内容
意識啓発	・実行計画（事務事業編）等の周知徹底 ・職員の地球温暖化対策への意識の啓発及び高揚
情報提供	・設備機器の導入や運用改善等に関する各種補助事業等に関する情報収集及び情報提供 ・省エネ診断やCO₂削減診断等に関する情報収集及び情報提供 ・ESCO 事業やエコチューニング等に関する情報収集及び情報提供
進行管理	・施設・設備更新等に係る省エネ効果等の検証及び当該関係者へのフィードバック ・各施設等のエネルギーデータに基づく温室効果ガス総排出量等の算定、各種報告等の実施
公表	・毎年度、取組みの結果を集計し、目標の達成状況を公表

5. 計画の推進

5-1.推進体制

実行計画（事務事業編）を推進するために、地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設けます。また、目標達成に向けた着実な取組みの実施、推進をするために消防本部各課、消防署及び各分署（以下「各課等」という。）に地球温暖化対策推進責任者（以下「推進責任者」という。）を配置します。推進責任者は、消防本部各課長、消防署長及び各分署長とします。

委員会は、次に示す体制で実施し、実行計画（事務事業編）の推進状況の報告を受け、取組方針の指示、実行計画（事務事業編）の改定・見直し等に関する審議・決定等を行います。

地球温暖化対策推進委員会

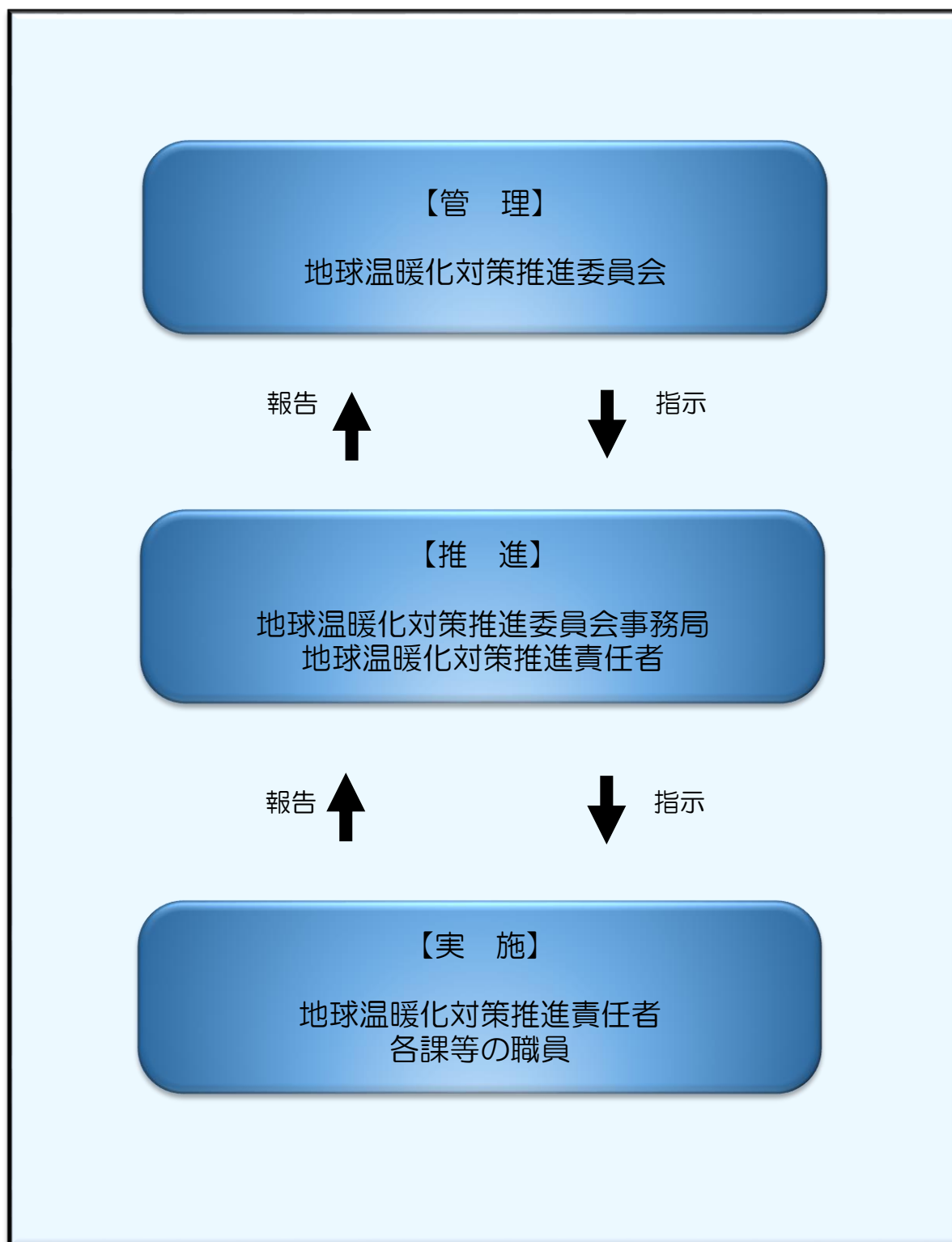
【委員会の役割】

- (1) 実行計画（事務事業編）の策定・推進に関すること
- (2) 実行計画（事務事業編）に基づく措置及び施策の実施の状況の管理（温室効果ガス総排出量を含む。）に関すること
- (3) その他、実行計画（事務事業編）に関し必要な事項について審議・決定します。

【委員会の組織】

区分	役職	役割
委員長	消防長	委員会の会務を総括
副委員長	消防本部総務課長	委員長の補佐
委員	消防本部各課長 （消防本部総務課長を除く。） 消防署長 消防署次長 当直長 各分署長	委員会の役割に示す事項の審議等
事務局	事務局長：消防本部総務課職員で 消防長が指定する者 事務担当：消防本部総務課職員	委員会の運営全般、4-2 に示す取組み

【推進体制の系統】

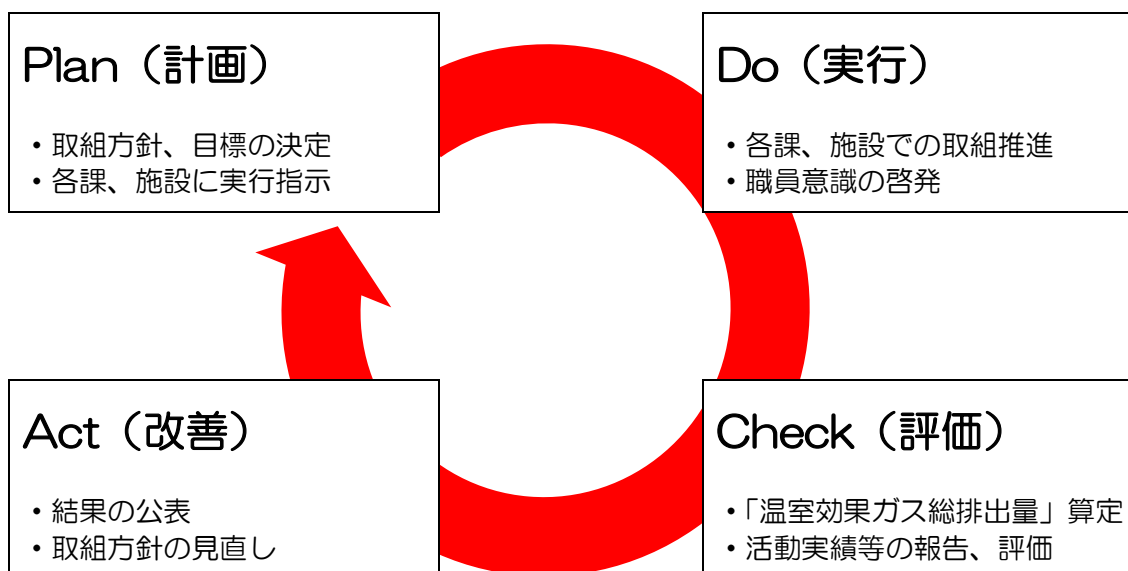


5-2.進行管理と公表

実行計画（事務事業編）は、4 に示した取組みを着実に推進し、実効性のあるものとするため、毎年度、温室効果ガス総排出量等の削減実績等を把握しつつ、個々の取組み状況を反省し、継続的な削減に努めていきます。

◆進行管理（点検・評価・見直し体制）

実行計画（事務事業編）は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4 段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組みに対するPDCA を繰り返すとともに、実行計画（事務事業編）の見直しに向けたPDCA を推進します。



◆公表

毎年度の取組み実績は、温室効果ガス総排出量の把握と共に、実行計画（事務事業編）の進捗状況（取組内容、削減目標の達成状況等）について、地球温暖化対策推進委員会に諮り、地球温暖化対策推進法に基づき、その結果を庁内外にホームページ等で毎年公表します。

伊達地方消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和2年6月

令和7年6月 改定

発 行 伊達地方消防組合

編 集 伊達地方消防組合消防本部総務課

〒960-0634 福島県伊達市保原町大泉字大地内 93 番地 1

TEL 024-575-0180（総務課）
